

Webおむすび

佐竹行政書士事務所

NO. 5

第2回 本当に必要な？～はい、必要です！！

成年後見制度や遺言の必要性は、何となく分ります。

しかし、その一方で、自分には、あまり関係がないと思っている方がきっと多いのではないかと思います。

今回は、なぜこの制度が必要なのかについて、お話ししていきたいと思います。4号でも2つのケースを紹介しましたが、100%自分に起きないと言い切れないのがこの問題の難しい所です。考えなければ毎日の生活に支障があるわけでもないのに、いざその場面になると、突然ものすごく大きな問題として立ちはだかるのです。

場合によって、家族がバラバラになって争うということすらあります。それが「相続」の問題です。自分は死んで一切関わらないのに、残された遺族同士が争うのです。

こんな事は、絶対ないと言いたれますか？その2

〈ケース3〉

Cさんには、D、Eの二人の子どもがいます。奥さんと家族4人、とても仲良く生活していました。やがて子どもの一人Eは結婚で遠くに引っ越し、もう一人の子どもDがCさん夫婦を世話をしました。

病気になったCさんは、まもなく亡くなってしまいました。葬式は、一通り終わり、遺産の分割について協議が始まったのですが、子ども二人がけんかになってしまいました。

Dは、Cさんの世話をした分、余分に遺産を分けてほしいと言うと、Eはそれに真っ向から反対をするのです。Eも、家のローンを抱えた上に、子どもが大きくなり、何かとお金が必要です。遺産が入れば、ずいぶんEの生活も楽になります。

こんな状況で、Cさんの遺産を分けることができるのか奥さんは心配になってきました。何より、あんなに仲がよかった家族が、遺産をめぐってばらばらになってしまったようで、悲しくなりました。

遺産をめぐる争いは、小説のネタになりますので、誤解をされることが多いと思います。その誤解とは、「遺産争いは、億単位のようにたくさんある家でしか起きない。」というものです。これは明らかな間違いです。

裁判所の統計を見ると、遺産の分割協議が整わず、裁判所に持ち込まれるのは、圧倒的に 5,000 万円以下です。割合にして 7 割です。5,000 万円というのは、すごく多いと思われるかもしれませんが、大部分の方々がこのカテゴリーに含まれます。

現在の日本は、10 年以上不況です。給料も思ったようにあがっていません。ローンを組んでいたり、子どもの進学でお金が必要だったりと、それぞれの家庭は、必死でやりくりをしています。そんな時に多少なりとも財産がもらえるとなれば、親の遺産に何とでもすがりたいと思うのが人情です。何十万であっても、それで助かるという場面は、いくらでもありますよね。（同時に考えて下さい。自分たちの生活で精一杯の子どもたちに、親の介護ができるのか？ということです。これは老後の生活を考える際、大変重要なことです。理想と現実は違うことを肝に銘じるべきです。）

また、親の介護をすることは、大変な労力です。肉体的にも精神的にも消耗するような思いで毎日を過ごすのです。しかし、周りの人は、ちゃんとできて当たり前と思いますので、その苦労がどれほどのものかを理解できません。自分がやったことがないからです。さらに、親の財産を介護の費用のために処分すると、適正に処分しても、「勝手に土地を売った。」とか「財産を減らす目的でやった。」などと文句を言われることだってあるのです。

どんなに仲がよい家族であっても、それぞれの思いがありますので、目の前に遺産がちらつくと、周りが見えなくなることもあります。よく言われるのが「相続」が「争族」になるのです。改めて言いますが、このようなケースは、遺産の多少に関わらず起きる可能性があるのです。

何だか、暗い話ばかりになってしましましたね。分かっていただきたかったのは、「自分はこんなことに 100 % ならない！」といいきれる人はいないということなのです。

こんな事なら長生きするんじゃなかった、たくさん財産ためるんじゃなかったなどと暗い気持ちになる必要はありません。

みなさんを守るための制度がちゃんとあるんですから！！

それが「成年後見制度」であり「遺言」です。

制度は上手く使うと、自分の人生の保険となりますし、自分の家族を守ることにもなります。

では、どうすればよいのでしょうか？今までの 3 つのケースの場合に当てはめながら解説したいと思います。続きは次号に…。

ニュースレター「webおむすび 5 号」

発行：佐竹行政書士事務所

成年後見〈見守り契約〉、相続、遺言、パスポート申請代行、車庫証明申請、役所への許認可申請など、みなさまの力になります

住所：（〒500-8244）岐阜市細畠塚浦 65-5 グリーンパーク細畠 102 号

電話/FAX：058-247-0255

ホームページ：<http://sg-office.biz>

E-mail：info@sg-office.biz